

「余裕期間制度」に関するQ & A

1. 契約手続等について

1-1) 工事開始日に係る届出書はどこに提出すればよいか？

むつ市財務部契約検査課へ提出してください。

1-2) コリンズ登録はどのようにすればよいか？

コリンズの受注時登録については、通常の工事と同様、契約締結後10日以内に登録申請するものとし、工期及び技術者等の従事期間は実工期で登録するものとします。

1-3) コリンズ登録時に現場代理人が決定していない場合はどのようにすればよいか？

コリンズの受注時登録において、現場代理人を含む技術者登録は必須項目になるため、配置予定の現場代理人で受注登録を行い、決定してから変更登録を行ってください。

1-4) 工事工程表や施工計画書の提出時期は？

通常の工事と同様、工事工程表については契約締結後14日以内に、施工計画書については現場着手日までに提出してください。

※工事工程表には、余裕期間内（現場着手日より前）に準備工等を記入することはできません。

1-5) 余裕期間中に工事履行報告書は提出する必要があるか？

通常の工事と同様、工事履行報告書については毎月提出してください。

ただし、現場着手はできませんので、予定工程ならびに実施工程は「0%」となります。そのため、備考欄に「余裕期間中」または「現場着手日〇月〇日」等を記載することが望ましいです。

1-6) 余裕期間を必要としない場合の契約方法は？

「余裕期間制度」の適用工事の場合は、余裕期間を必要としない場合であっても「現場着手日報告書」を提出のうえ、工期末を定めての契約となります。

2. 余裕期間中の配置技術者等について

2-1) 主任（監理）技術者の専任は必要か？

余裕期間中については、工事現場への専任は要しないものとします。

2-2) 現場代理人の常駐は必要か？

余裕期間中については、工事現場に常駐する必要はありません。

2-3) 配置技術者を配置できなくなった場合は？

契約締結後、技術者を配置できないことが明らかとなった場合は、契約を解除するとともに、むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置及び建設業法に基づく監督処分が行われます。

3. 余裕期間中の対応について**3-1) 余裕期間中にできる準備等の内容は？**

余裕期間中であっても、次のような行為等は行うことができます。発注者側の監督職員と協議のうえ進めてください。

- ・資機材の購入
- ・技能労働者の手配
- ・下請契約
- ・施工図の作成
- ・構造チェック、数量計算等

3-2) 余裕期間中にできない準備等の内容は？

余裕期間中は、主任（監理）技術者を配置していないため、現場着手できません。次のような行為等は建設工事の一部とみなされる場合もあり、余裕期間中は行わないこととします。

- ・現場事務所の設置
- ・資機材の現場への搬入
- ・準備工事（現地測量、支障物撤去、試掘、樹木伐採、除草、現場の仮囲い、交通規制など）

3-3) 余裕期間内に下見等のため現場への立ち入りはできるか？

準備行為にあたる作業はできませんが、準備行為にあたらぬ下見は可能です。工事開始日の前日までの間は発注者と相談の上、行ってください。

3-4) 不測の事由が発生し、報告した現場着手日より前に着手する必要が生じた場合は？

自然的条件または人為的な施工条件等の変更に伴い、報告した現場着手日より前に現場着手する必要が生じた場合は、受発注者協議のうえ工事打合簿等により、発注者は現場着手を指示することができるものとし、受注者は、現場着手日までに必要な書類等を提出する必要があります。なお、その場合、工期末の変更は行わないものとします。

3-5) 不測の事由が発生し、現場着手日に着手できなくなった場合は？

受注者の責によらない事由により、現場着手日に着手できなくなった場合は、「工事一時中止に係るガイドライン」に基づき適切に対応してください。なお、余裕期間中は一時中止期間に含みません。

4. 契約保証・前金等の支払いについて

4-1) 契約保証の保証期間は？

契約保証の保証期間については、余裕期間と実工期を合わせた全体工期を含むものとします。

4-2) 契約保証について保証会社と契約する場合、支払う保証料は実工期の設定次第で割高となるのでは？

当初積算では、実工期を基本として工事費を算出しており、保証会社に支払う保証料は契約保証金額に応じて算出されるため、工期の設定による影響はありません。

4-3) 中間前金払の支払い要件である工期の2分の1の工期には余裕期間は含まれるか？

含まれません。

5. その他

5-1) 土木工事とは？

土木工事とは、道路・河川・公園等の整備に係る工事を指すものです。